

岩倉市小規模企業等振興資金融資利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県小規模企業等振興資金融資（以下「振興資金」という。）を受けた者に対して、その融資額に応じた利子の一部を予算の範囲内において補助することにより中小企業者の負担軽減を図り、事業の振興に寄与することを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助の対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人又は個人とする。ただし、普通乗用車購入資金の含まれた融資は、補助対象から除く。

- (1) 融資期間が3年以上、かつ、融資額500万円以下の者
- (2) 愛知県信用保証協会に信用保証の決定を受けた者であり、かつ、振興資金の融資を受けた者であること。
- (3) 申請時に市内に住所を有する個人又は市内に本社を置く法人
- (4) 申請時に市税の滞納がない者

(補助金の額)

第3条 利子補給補助金の額は、前条第1号にかかる利子の当初6か月分の額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときはこれを切捨てるものとする。

(補助対象からの除外)

第4条 補助対象から除外される者は、過去1年以内に振興資金の実行をし、利子補給の補助を受けた者とする。

(申請の方法)

第5条 補助を受けようとする者は、小規模企業等振興資金融資利子補給補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）及び金融機関発行の返済表、市税の納税証明書を添付し、愛知県信用保証協会発行の信用保証書に記載されている保証日から3か月以内又は当該年度末のいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

(補助の決定)

第6条 市長は、申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるときは、小規模企業等振興資金融資利子補給補助金交付決定書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、前条に基づき小規模企業等振興資金融資利子補給補助金交付請求書（様式第3）が提出された後、速やかにこれを行うものとする。

る。

(補助金の返還)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 申請書に虚偽の事項を記載したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長がその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の岩倉市商工業振興資金利子補給補助金は、この要綱による改正後の岩倉市小規模企業等振興資金融資利子補給補助金交付要綱による岩倉市小規模企業等振興資金融資利子補給補助金とみなし、同要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

小規模企業等振興資金融資利子補給補助金交付申請書

課長	グループ長	担当	返済表との照合

年 月 日
岩 倉 市 長 殿
住 所
氏 名
岩倉市小規模企業等振興資金融資利子補給補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
記
申 請 額 金 円
（6か月分利子額 円）

別紙返済表のとおり相違ありません。

金融機関名

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

小規模企業等振興資金融資利子補給補助金交付決定書

住 所

氏 名

岩倉市長

年 月 日付けで申請の小規模企業等振興資金融資利子補給補助金については、下記査定内容のとおり条件を付けて、金 円を交付します。

記

- 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部、又は一部を返還させることができる。
 - 岩倉市小規模企業等振興資金融資利子補給補助金交付要綱に違反したとき。
 - 補助金交付申請書に虚偽の事項を記載したとき。

（ 査 定 内 容 ）

融 資 額	6 か月分利子額	補 助 金 額
円	円	円

様式第3（第7条関係）

小規模企業等振興資金融資利子補給補助金交付請求書

年 月 日

岩 倉 市 長 殿

住 所

氏 名

下記の金額をお渡しください。

記

請 求 金 額 金 円

振込先金融機関名・ 支店名	預金の種類	口座番号	口 座 名 義 (フリガナ)